

改正後	改正前
第1章 総合取引約款 第3条の2 (共通番号の届出) お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第4節 報告・連絡 第14条 (取引報告書) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にもとづく「<u>契約締結時等交付書面</u>」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客さまに交付いたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。）。 第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) 現行どおり (3) 当社は、上記(1)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、上記(1)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等にかかる<u>契約締結時等交付書面</u> ②当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書 第8章 振替決済口座管理約款 第36条の2 (お客さまへの連絡事項) (1)～(4) 現行どおり (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等にかかる<u>契約締結時等交付書面</u> ②当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書 第9章 外国証券取引口座約款 第1節 総 則 第1条 (約款の趣旨) (1) 現行どおり (2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）<u>、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国</u>	第1章 総合取引約款 第3条の2 (共通番号の届出) お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第4節 報告・連絡 第14条 (取引報告書) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にもとづく「<u>契約締結時交付書面</u>」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客さまに交付いたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。）。 第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) 省略 (3) 当社は、上記(1)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、上記(1)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等にかかる<u>契約締結時交付書面</u> ②当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書 第8章 振替決済口座管理約款 第36条の2 (お客さまへの連絡事項) (1)～(4) 省略 (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等にかかる<u>契約締結時交付書面</u> ②当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書 第9章 外国証券取引口座約款 第1節 総 則 第1条 (約款の趣旨) (1) 省略 (2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）<u>、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場</u>

改正後	改正前
以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取り扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとしします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済にかかる売買を除くものとしします。 第7条（配当等の処理） (1)～(7) 現行どおり <u>(8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとしします。</u> 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等にかかる新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによりします。 ①～④ 現行どおり ⑤ 上記①イ、②および③により売却処分した代金については、前条(1)②イならびに同条(2)から(5)までおよび(7)の規定に準じて処理するものとし、<u>同条(8)の規定はその支払いについて準用します。</u> 第4節 雑 則 第23条（取引残高報告書の交付） (1) 現行どおり (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して<u>契約締結時等交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとしします。 (3) 現行どおり 附則（2025年10月1日） <u>(1) 第7条(8)（第8条⑤において準用する場合を含みます。）の改正は、2030年10月1日より施行します。</u> <u>(2) 改正後の第7条(8)（第8条⑤において準用する場合を含みます。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条①イ、②および③により売却処分した代金）についても適用します。</u> 改定日 2025年10月1日 （第1章、第8章、第9章）	（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取り扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとしします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済にかかる売買を除くものとしします。 第7条（配当等の処理） (1)～(7) 省略 新設 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等にかかる新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによりします。 ①～④ 省略 ⑤ 上記①イ、②および③により売却処分した代金については、前条(1)②イならびに同条(2)から(5)までおよび(7)の規定に準じて処理<u>します。</u> 第4節 雑 則 第23条（取引残高報告書の交付） (1) 省略 (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して<u>契約締結時交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとしします。 (3) 省略 新設